

CPSA0106



クーハンの認定基準及び基準確認方法
(公開用)

製品安全協会

クーハン専門部会専門委員名簿

	氏名	所属
(部会長)	加藤 忠明	日本総合愛育研究所
	秋吉 謙一	株式会社赤ちゃんの城
	池沢 道之	株式会社大開
	伊東依久子	消費科学連合会
	今枝 淳平	株式会社グランドール今枝
	内田 紀子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	遠藤 喜久	通商産業省生活産業局 日用品課
	大北 恭子	全国地域婦人団体連合会
	大道 克弘	株式会社禰生
	岡林 哲夫	工業技術院標準部繊維化学規格課
	岡本登美子	ウバウバハウス
	奥 利江	主婦連合会
	紙川 明	通商産業検査所商品テスト部 機会テスト課
	菊地 照雄	日本チェーンストア協会
	小林 肇	東京大学
	斎藤 有常	日本百貨店協会
	高岡 吉治	栃木乗物工業株式会社
	高岡 林	全国自動乗物団体連合会
	竹元 章象	有限会社竹元産興
	田中 芳雄	製品安全協会
	西垣 信洋	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	新田 祐士	アプリカ葛西株式会社
	増田 肇	株式会社マスダビジョン
	松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所

(事務局) 製品安全協会 〒170 東京都豊島区東池袋 2-6-6 電話 (03) 3590-6231

クーハンの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、クーハンの安全性品質及び使用者力った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、標準として生後〇の乳児を乗せて持ち運ぶことを目的とした手提げ式のクーハン（以下「クーハン」という）について適用する。ただし、「JIS:D0401 自動車用年少者保護装置」に適用されている「乳児用ベッド」は適用外とする。

なお、クーハンは、本体、取っ手、パッド(敷きふとんを含む)等により構成されるものとし、スタンドは含まない。

※備考:この基準の中で{ }内の数値・単位も規格直であるが、平成11年10月1日降は参考値とする。

3. 安全性品質

クーハンの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. クーハンの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、身体を傷つけるおそれのあるばり、ささくれ、鋭利な箇所等がないこと。</p> <p>(2) 縫製は適正であること。</p> <p>(3) 組立ては容易かつ確実にでき、組み立てたクーハン各部には使用上支障のある緩み、著しいがた等がないこと。</p> <p>(4) 可動部は身体及び衣服のはさみ込みがない構造である</p> <p>(5) 使用中に容易に折り畳まれない構造であること。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
<p>2. 強度</p>	<p>(6) 乳児の手、または口が届く位置には、容易に可動、作動または外れる箇所がないこと。ただし、同時に異なった2つ以上の操作を有するものはこの限りではない。</p> <p>(7) 取っ手は、片手で握りやすく滑りにくい構造であること。</p> <p>(8) 通気性を考慮した構造であること。</p> <p>(9) 乳児の衣服やのひもが引っ掛かるような突起等がないこと。</p> <p>(10) 乳児の身体及び衣服に絡みつような長いひも、またはひも状のものがないこと。</p> <p>(11) 乳児の手足が届く範囲に、○以上○未満のすき間がないこと。</p> <p>(12) 内部の深さは、○以上であること。</p> <p>2. クーハンの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 吊り下げた状態で耐荷式験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(2) 吊り下げた状態で繰り返し落下衝撃試験を行ったとき、各部に破損、変形、塗膜の飛散及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(3) 吊り下げた状態でたわみ試験を行ったとき、著しく閉じた桃態にならないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
3. 安定性	3. クーハンの安定性は、次のとおりとする。 (1) 傾斜板による横方向の安定性試験を行ったとき、浮きまたは転倒がないこと。	

項 目	基 準	基準確認方法
4. 材料	<p>(2) 吊り下げた状態で前後方向の安定性試験を行ったとき、傾斜が〇以内であること。</p> <p>4. クーハンの材料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐食性材料以外の金属材料には、防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) 合成脂製品及び合成樹脂塗料には、有害物が含有されていないこと。</p> <p>(3) 繊維製品には、有害物が含有されていないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
5. 付属品	5. 付属品がある場合は、使用上の安全性を損なわないこと。	5. 目視、触感、操作等により確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

クーハンの表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)は一般消費者が容易に理解できるように、大きな文字で見やすい箇所にその趣旨を表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称またはその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月またはその略号</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 標準として、生後〇以上の乳児には使用しないこと。</p> <p>(b) 首がすわった乳児、寝返りを打つ乳児には使用しないこと。</p> <p>(c) 自動車による移動用には使用しないこと。</p> <p>(d) 大人が付き添って使用すること。</p> <p>(e) 取扱説明書をよく読んでから使用すること。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項については省略してもよい。</p> <p>なお、(2)及び(3)については、一般消費者が容易に理解できるように、図を併記すること。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>また、(1)及び(7)については枠付け、色分け、アンダーライン、より大きな使用など、特に目立つ配慮をすること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 各部の名称</p> <p>(3) 組立て、取外し及び調節方法</p> <p>(4) 手入れ・掃除方法</p> <p>(5) 使用方法</p> <p>(6) この製品は、乳児を乗せて持ち運ぶためのものであり、乳児用ベッドとして使用しないこと。</p> <p>(7) 使用上の注意</p> <p>(a) 標準として、生後〇以上の乳児には使用しないこと。</p> <p>(b) 首がすわった乳児、寝返りを打つ乳児には使用しないこと。</p> <p>(c) 自動車による移動用には使用しないこと。</p> <p>(d) 大人が付き添って使用すること。</p> <p>(e) 手提げ状態でのバランスを保つよう乳児を乗せて使用すること。</p> <p>(f) 安定性を損なうため、二人で取っ手を片側ずつ持って運ばないこと。</p> <p>(g) 乳児に絡みつくような長いひもや、口に入って詰まらせるようなものを本体内に入れないこと。</p> <p>(h) 固定用のひもは、乳児がほどかないように結ぶこと。</p> <p>(i) 付近で他の子供を遊ばせないこと。</p> <p>(j) 転倒、落下のおそれがある所には置かないこと。</p>	

	<p>(k) 破損等がないか、使用前に点検すること。</p> <p>(8) SGマーク制度は、クーハンの欠陥により発生した人身事故に対する賠償制度であること。</p> <p>(9) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号</p>	
--	--	--